

カラフトアイヌ供養・顕彰碑と嘉永六年クシユンコタン占拠事件

関根達人
市毛幹幸

はじめに

嘉永六年（一八五三）は、アメリカの遣日使節ペリーが開国・通商を要求して浦賀に来航したにとどまらず、国境画定・通商交渉の使命を帯びてロシア使節プチャーチンが長崎に来航し、幕府は応接・交渉に追われることになった。プチャーチン使節との交渉準備の最中の八月三日、カラフト（現ロシア領サハリン島。文化四年（一八〇七）の蝦夷地全域の幕府直轄化により同六年、北蝦夷地と呼称を改めるが、以下では便宜的にカラフトと表記する）・クシユンコタン（大泊、現コルサコフ）に一隻のロシア船が来航し、七〇余人のロシア兵が上陸、軍事施設（ムラヴィヨフ哨所）を構築し、以後八ヶ月にわたって同地を占拠するという事件が起った。¹⁾

弘前大学人文学部文化財論研究室では、近世墓と人口史料による近世の社会構造と人口変動の解明を目的として、北海道松前郡松前町にて、旧福山城下町の近世墓標の悉皆調査を行っている。平成一九年度は、早稲田大学人間科学学術院、東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科と協同で、九月一日から一七日まで寺町寺院街を中心に調査を行い、九ヶ寺

四一五一基（八〇六三人分）の墓標データを収集した。また、松前町、浄土宗・高德山光善寺には、地元でアイヌの「墓碑」（松前町一九五八）と呼ばれる石碑があり、その石碑も今回調査の対象となった。この石碑は、これまで刻まれている文字が検討されたことはなく、その重要性が認識されないままとなっていた。『松前町史』はこの石碑について全く言及しておらず、近年刊行された『北海道の歴史散歩』（北海道高等学校日本史教育研究会編、山川出版社二〇〇六）でも、光善寺の項目中の境内の案内に「庫裏から南に少し進むと、右手にアイヌの墓碑、さらに進んで右手の墓地内には…」と、現況が簡単に述べられているに過ぎない（五五頁）。調査の結果、石碑はカラフトアイヌの供養碑であるとともに、嘉永六年のロシアによるクシユンコタン占拠事件に関係するカラフトアイヌの顕彰碑であり、我が国の外交史・北方史・アイヌ民族史上、重要な資料であることが判明した。

本稿では、石碑の内容を紹介、検討し、石碑建立にかかわる考察を加えることにする。

なお、本稿は、関根を研究代表者とする科学研究費基盤研究B（課題番号19320123「近世墓と人口史料による社会構造と人口変動に

関する基礎的研究」の研究成果の一部を含む。

一 石碑の概要

カラフトアイヌの供養・顕彰碑（以下、石碑と表記）がある光善寺は、福山城跡の北側、寺町寺院街の西端に位置する（図1の1）。光善寺は、天正三年（一五七五）に順蒼により松前大館に開かれ、はじめ高山寺と称した（星野一八九四）。大館から福山館への転居に伴い、元和五年（一六一九）、高山寺も現在地へ移り、元和七年、良故和尚の代に後水尾天皇より高德山光善寺の寺号を賜り、改称したという（同前）。

平成一九年度の墓標調査の結果、光善寺には一二四八基、二五〇〇人の近世墓標が確認された。石碑は、寺の境内、鐘楼門を入れて右手に位置する（図1の2・3）。

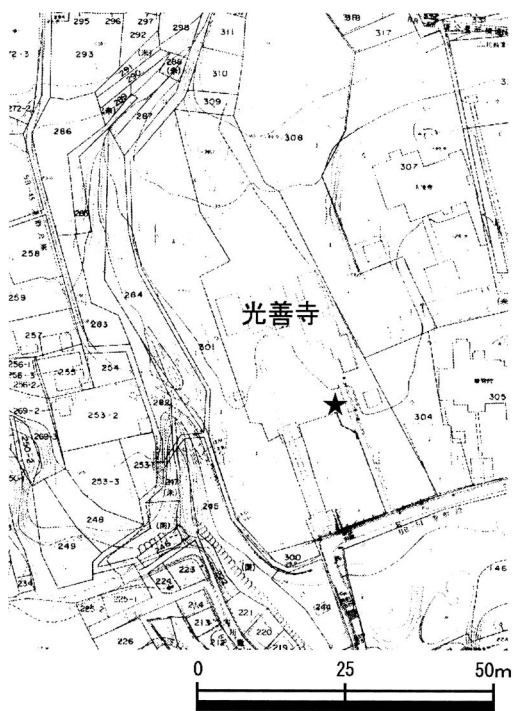
石碑は、現在二段の台石の上に置かれているが、本体と台石は石材が異なる上、大きさのバランスも悪いことから、本来的な組み合わせでない可能性が高い（図1の4）。石碑本体は、ハンレイ岩製で、高さ七二センチ・幅三四センチ・厚み二三センチの楕形である。石碑は右上角の文字のない部分が欠損し、後補されている点を除けば、ほぼ完全であり、文字も鮮明に残っている。四面は極めて平滑に仕上げられ、文字も楷書体で整然と刻まれている（図2）。なお、旧福山城下町の近世墓標では、ハンレイ岩の使用率は一〇〇〇基に一基程度と極めて低く、本石碑の特殊性が石材にも現れている。

二 碑文の検討①（供養碑としての石碑）

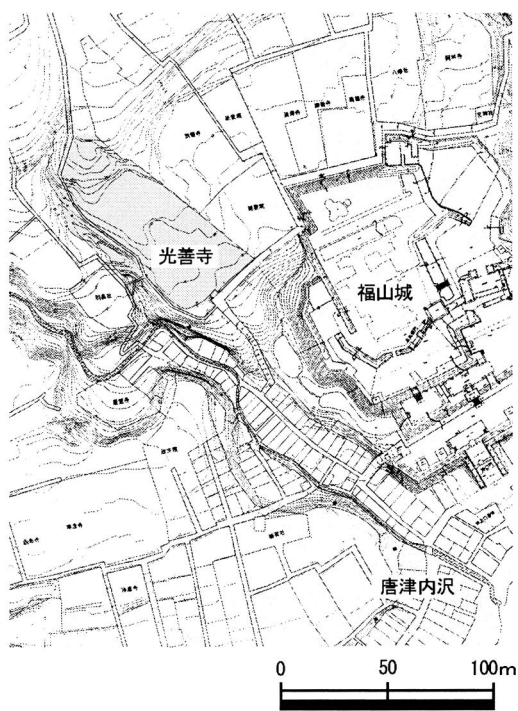
最初に、石碑の正面・背面の碑銘について紹介、検討する。なお、以下、アイヌ語を基礎とする地名・人名は石碑の碑銘に基づいてカタカナで表記する。また、カラフトにおける地名の位地は図3を参照されたい。

石碑正面をみると、中央の「南無阿弥陀仏」の題目を挟み右側に「北蝦夷地惣乙名キムラカ」キムラカ、左側に「先祖代々為菩提ハクホク」とある。また背面には「嘉永元戊申年正月廿五日」の日付と「世話人」・「清水平三郎」の名が刻まれており、背面の日付の傍らに「キムラカ」と刻まれていることもあわせて、この両面は内容的に連続するものとみてよからう。

さて、松浦武四郎は弘化三年（一八四六）の初回のカラフト踏査において、クシユンコタンのアイヌ首長層について「当所ニは五人乙名、並乙名、并小遣二人、土産取式人等有而此惣乙名と云は九十余歳也。孫ヘンクカリと申もの凡四十歳位ニ見えたり」（吉田武三校註『三航蝦夷日誌』下巻 吉川弘文館 一九七一年 一七五頁（以下、活字史料からの引用箇所は所収刊行史料の頁数で示す）と記録している。「九十余歳」のクシユンコタン惣乙名の名は明らかでない。しかし、「孫」とされる「ヘンクカリ」なるアイヌの名を手掛かりに武四郎の記述を追っていくと、武四郎は安政三年（一八五六）に再度、カラフトを踏査しているが、その際のクシユンコタンでの見聞のなかで、「此処の惣乙名ヘンクカリと申は、先年我が来りし頃は未だ幼年なりしが、今は一人の子供（ユ一



2. 石碑の位置



1. 光善寺の位置

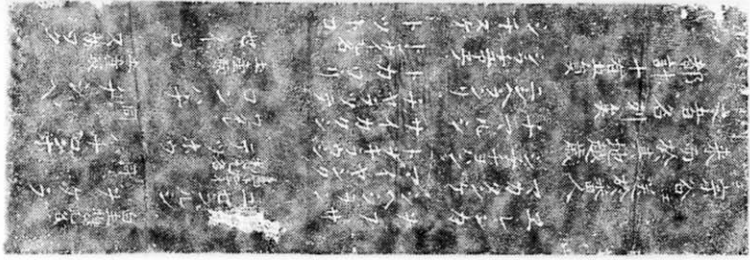


4. 石碑正面

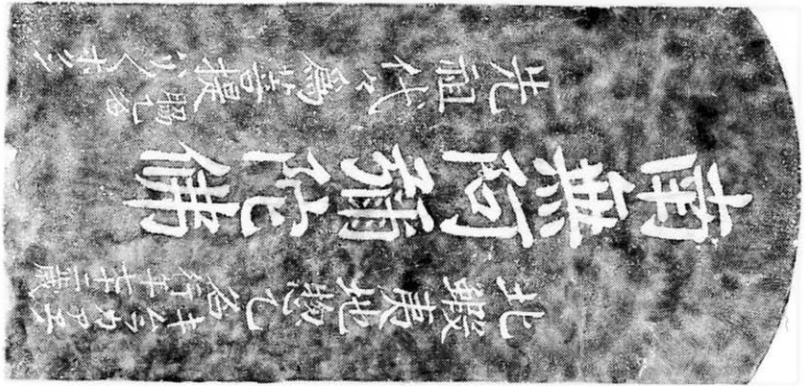


3. 石碑遠景

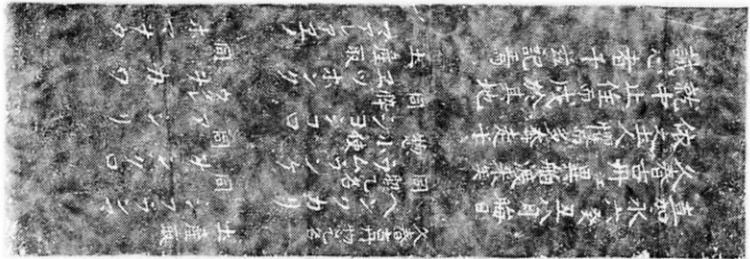
図1 光善寺の位置とカラフトアイヌ供養・顕彰碑写真



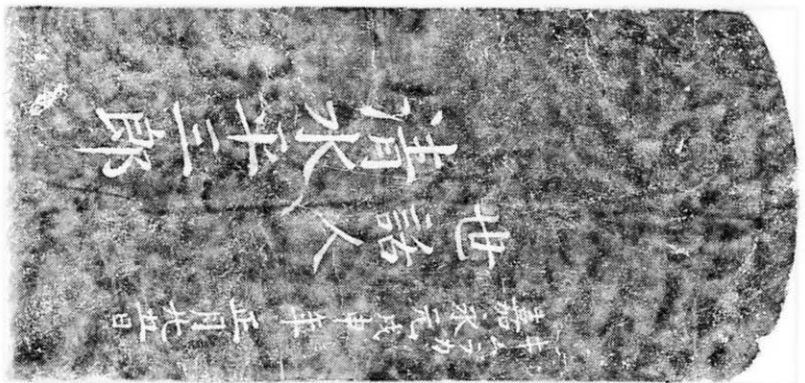
左側面



正面



右側面



裏面

図2 松前町光善寺所在カラフトアイヌ供養・顕彰碑拓影

ウトルマカー(原註)も出来たり。此者の親はニシクタアイノと申相應の豪英にして有。祖父はキムラカイと申当島え始て齊藤平角、青山齒右衛門等渡り、また中村小市郎、松田伝十郎等渡海の節も案内致し、松前家中高橋市之進此処を切開の時も世話致せしと云家柄」(高倉新一郎解説『竹四郎廻浦日記』上 北海道出版企画センター 一九七八年〈下も同〉 五七五頁)と記録しており、クシユンコタン惣乙名・ヘンクカリの祖父として「キムラカイ」の名があらわれる。キムラカイは寛政期以来の近世権力によるカラフト探査・開発に協力しており、そうした一族の家柄が由緒あるものとして紹介されている。さらに、武四郎は六度に渉る蝦夷地踏査を通じて接触、見聞したアイヌを紹介したなかでヘンクカリをとりあげ、その祖父について「此キムラヤイは余丙午の年遊びし頃は、腰は二重にもなりしが未だ確乎として藜杖に助けられしまゝ漁場の差図等致し居りしが、折々は酒を持行て文化丁卯の乱の話等を聞しが、当場所切開も総て此キムラヤイが差図にてありしとかや。然る処、夫も十年斗前(トイ)に死せしとかや」(『近世蝦夷人物誌』(高倉新一郎編『日本庶民生活史料集成』第四卷 三一書房 一九六九年所収。以下『庶民史料』と略記) 式編 七七六頁)と記している。この記述は安政五年のものであるが、武四郎が「丙午の年」(弘化三年)にクシユンコタンで接触し、「文化丁卯の乱」、すなわち通商要求を幕府に拒否されたロシア遣日使節レザノフの企図によって、文化三・四年に惹起したカラフト、エトロフ(択捉島)などの襲撃事件(文化露寇事件、フヴオストフ事件とも)について聴取したという「キムラヤイ」の死亡年代をこの記述の時点から「十年斗前(トイ)」としており、これは石碑背面に刻まれた日付の年代

とほぼ一致している。由緒ある、クシユンコタン惣乙名という家系でヘンクカリへと連なることも含め、これらのことからキムラカイ、キムラヤイは石碑で供養の対象となったキムラカアエノと同一人物であろう。

武四郎の記録には各人の年齢に錯綜がみられるが、これは武四郎の目に映った印象であり、事実関係から省くとして、少なくともキムラカアエノは一八世紀末以来のカラフト・クシユンコタンにおける場所開発に功績があり、近世権力のカラフトアイヌ統治において惣乙名として地域を差配する有力者であったことが確認できよう。そして、その没年は嘉永元年と推定される。

一方、供養碑に施主のように刻まれた脇乙名・ハリハリホクンについては、松田伝十郎が記録している。伝十郎は松前奉行所のソウヤ(北海道稚内市)詰調役元締として文政四年(一八二二)五月、カラフト見分・山丹交易監督のためにシラヌシ(白主、現クリリオン)を経由してクシユンコタンに入った。そして、現地で「夷人ども、フムシヤ定例の通り申渡し済しなり」とオムシヤ(和人側が雇用アイヌの漁場労働などを慰勞する支配儀礼)を執行するが、その様子を述べたなかで、「異国船当方沖合に見へる時、御論書(是はソウヤの本船へ持参して渡すべき使船勤る番)人、夷人の名前左のごとく支配人より申出る」として、アイヌ五人の筆頭に「小使夷」・「ハリ、ホク」の名をあげている(『北夷談』(『庶民史料』所収) 一六六頁)。「論書」とはソウヤでの伝十郎の動向の記述のなかに、「先年フロシアヤ舟此島へ渡来して場所々々乱妨いたせしに付此後渡来いたすにおあては国法を以て打払ふへきの書翰なり」(『同前』一六五頁)とあることから、ハリハリホクンは現地の番人一人とともに、文

化露寇事件をうけて策定された、幕府のロシア船打ち払い方針を接近する外国船舶に通告する役割を付与されていたことがわかる。また、松浦武四郎も安政三年のクシュンコタン滞在中、五月二七日のこととして、

「夜に入候哉小使チクニウも尋来り、此者の親はハリ、ホクと云て惣小使なりしが、醫にて只々家に在りし故、毎日遊びに行居りしが、是も死して、今小使にて居るよし」『竹四郎廻浦日記』上 五七六頁」と記している。ハリハリホクンはこの段階では死亡していたが、弘化三年の段階で武四郎は身体が不自由になっていたハリハリホクンを度々訪問していたようである。そして、これらの記録と石碑に刻まれた役職とは異同があるが、クシュンコタンにおいてハリハリホクンが担った役割は国家的にも重要なものがあり、そうした経歴から死亡の直前にはその地位が脇乙名に上昇していたとの推測も可能であろう。

ところで、石碑背面に供養碑建立の「世話人」として名を刻まれた清水平三郎については、元来はカラフト場所請負人・伊達林右衛門、栖原六右衛門配下の現地支配人兼アイヌ語通詞であったがサンタン交易の際にサンタン語を操って通訳する「山丹蝦夷通詞」でもあり、カラフトが松前藩の直支配になった後、嘉永七年には藩士に取り立てられ、幕府の第二次蝦夷地直轄後の安政三年には幕臣に登用された人物であるという（谷澤一九六一、東二〇〇五）。

このようにみると、この石碑は、嘉永元年一月二五日に七二歳で没した、カラフトを代表する惣乙名・キムラカアエノの供養と先祖の菩提を弔うために脇乙名・ハリハリホクンが清水平三郎の「世話」を介して建立したものであり、周知の通りの供養碑であるといえる。キムラカアエ

ノとハリハリホクンはともに、近世権力のカラフト統治に役割を果たした地域社会の有力者であったのであり、カラフト場所支配人であった清水平三郎は場所経営の必要性から、キムラカアエノの生前より両者と密接な関係にあったのだと理解される。

三 碑文の検討②（顕彰碑としての石碑）

次に、石碑両側面の碑銘を紹介、検討する。まず、その内容についてより有力な手掛かりとなる文言が刻まれている右側面には、

嘉永六^癸八月晦日、久春古丹^丑異船渡来矣、依之土人懼而多奔走乎、就中止住而成於其地、誠心者于茲記焉、

とあり、「嘉永六^辛年八月晦日、久春古丹え異船渡来す。之に依り土人懼れて多くは奔り走けるか。就中止住して其の地において成る誠心の者、茲に焉を記す。」と読める（表記上の句読点・よみがなは筆者）。また、碑銘の下、上下二段（上段右から）に「ヘンクカリ」をはじめとするクシュンコタンアイヌ一〇人の名が刻まれている。この「嘉永六^癸八月晦日、久春古丹^丑異船渡来」とはロシアの軍事占拠事件のことであるとみて間違いないまい。

事件の翌嘉永七年、幕府はロシア使節との国境画定・通商交渉に伴い松前・蝦夷地調査、カラフトにおける日露国境見分のために、目付・堀織部正、勘定吟味役・村垣与三郎らを派遣した。堀、村垣はロシア撤退後に調査した事件の詳細を報告しているが、そのうちの「魯西亜人共渡来之節場所相守罷有候もの其外之儀二付申上候書付写」（北蝦夷地魯

西亜人上陸調記」(函館市中央図書館蔵)所収。以下、「書付」と略記(2)には事件時のカラフト越年番人やアイヌの動向が記録されている。そして石碑に刻まれたアイヌと「書付」や村垣のカラフト調査に関する記述にあらわれるアイヌ(「村垣淡路守公務日記」之二(東京帝国大学編『大日本古文書 幕末外国関係文書』附録之二 東京帝国大学 一九一七年。以下、「村垣日記」と略記) 嘉永七年六月一五日条 一八七〇一八八頁)とを対照したのが表1である。

石碑右側面に刻まれたアイヌを第1群として対照すると、記述の順序や表記に微妙な違いがみられ、特に「アハコエキ」や「シヨシコロ」については「書付」を収載した複数の写本間で異同がある(表1・注3参照)。しかし石碑同様、「村垣日記」もシヨシコロを「イツホンク」(石碑では「エツホンク」)の父としており、そう判断してよからう。

この一〇人が「書付」に記述された理由であるが、

右ヘンクカレ外三人、其外シヨシコロ外六人者最寄浦方ニ住居罷在
漁場稼方としてクシユンコタンニ運上家ニ相詰罷在候折柄、去丑八
月中魯西亜人共渡来之節、番人共場所明弘立退候得共、一同申合セ
何方^正も不立去勤番所并運上家等神妙ニ相守、殊更魯夷在留中随従
いたし候儀無之、殊ラムランケ・アシリ・シフランマ者領主より之
人数出勢可有之存^ト、当春氷解相持ソウヤ迄為出迎罷越候段、神妙取
計ニ而一同奇特之筋ニ相聞申候、

本文蝦夷人共儀、奇特之筋ニ相聞候間後来励ミ為ニも相成可申哉
と私共限役夷人^江陣羽織差遣、其外之者へ者夫々褒美之品相与へ
申候、

とあるように、クシユンコタンや周辺のアニワ湾沿岸各地に居住し、クシユンコタンでの漁場労働に参加していたこの一〇人はロシア人の到来で越年番人らが逃亡するなか現地に留まり、和人施設を保守し、且つロシア人に従うことがなかったという。なかでも、脇乙名・ラムランケ、「平蝦夷人」の「アシリ」や「シフランマ」は松前藩の出兵を想定して、翌春にソウヤに渡海、派遣藩士を出迎えたという。同様のことは「村垣日記」にも「右十人(表1・第1群・「村垣日記」記載アイヌ筆者註)ハ、去秋魯西亜人渡来之節、離散も不致、心妙ニ運上屋を守居、奇とく之段賞」したと記されている(二八八頁)。これらは石碑右側面の内容を裏付けるものである。

当時、クシユンコタンは松前藩勤番役所や台場、運上屋などの多数の漁場施設のほかに弁天社や稲荷社なども所在するカラフト経営の中心地であった(「村垣日記」所収「唐太島くしゅんこたん之図」)。そして、アニワ湾沿岸及び南部西海岸に点在したカラフトの漁場経営全般は場所請負人・伊達屋、栖原屋が担い、漁業は春から夏に支配人や百数一〇人の番人の指揮下、カラフト南部一帯から僅かな米・酒・煙草・古着などの日用品を対価に徴集されたアイヌを使役して行われていたという(秋月一九七四・一九九四)。松前藩は毎春、勤番藩士を派遣、漁場や山丹交易の監督、オムシヤを行わせたが、二十十日頃に引揚げるのが通例であり、嘉永六年も物頭一人・目付一人・組士一人・徒士二人・足軽六人の勤番藩士は七月末に帰国し、八月上旬には支配人・番人も撤収、現地には越年番人三七人を残すばかりであったという(同前)。

石碑は、こうした経営状況にあったカラフトをめぐる対外危機におい

表 1 ロシアによるカラフト・クシユンコタン占拠事件関係資料に記載されたアイヌ対照表

分類	石碑記載アイヌ				「書付」記載アイヌ				「村垣日記」記載アイヌ			
	記載№	アイヌ	在所地名	役名・地位	記載№	アイヌ	在所地名	役名・地位	記載№	アイヌ	在所地名	役名・地位
第 1 群	1	ヘソクカリ	久春古丹	惣乙名	1	ヘソクカレ	北蝦夷地(ソココタ)	惣乙名	1	ヘソクカレ	クシユンコタン	惣乙名
	2	ラムランク	同(久春古丹)	脇乙名	2	ラムランク	(ウシユンコタン)	脇乙名	2	ラムランク	同(ウシユンコタン)	脇乙名
	3	シヨシコロ		惣小使	8	アジリ	(ウシユンコタン)	平蝦夷人	8	アジリ	クシユンコタン	小使チクニウ・ウタレ
	4	エツホソク		同(シヨシコロ)俵		アハコユキ	(ウシユンコタン)	惣小使	3	シヨシコロ	チエトモ	惣小使
	5	アヘアエノ		土産取	3	シヨシコロ	チイトモ	惣小使	4	イツホソク	同(チエトモ)	同(シヨシコロ)俵
	6	ソフラン		土産取	4	イツホソク	(チイトモ)	同(シヨシコロ)俵・小使	5	アヘアエノ	ソフラン	土産取
	7	ランクロ		同(土産取)	5	アヘアエノ	ハツトマリ	土産取	6	ソフラン	ホロアントマリ	土産取
	8	アジリ		同(土産取)	6	ソフラン	ホロアントマリ	平夷人	7	ランクヨ	チヘンヤニ	ウツシアエノ・ウタレ
	9	ワカラ		ウタレ	7	ランクヨ	チヘンヤニ	同(平夷人)	10	ホヘラウ	シユヘコタツ	エケチヤニ二男
	10	ホヘラウ		同(ウタレ)	10	ワカラ	シユヘコタツ	同(平夷人)	9	ワカラ	トウラツ	土産取ヨモサク・ウタレ
第 2 群	1	エレンカ			14	トカウリ	チイホ	土産取				
	2	ワカタソク			15	トツトコ	トコライ	土産取				
	3	シネチヨハン			13	チヤラツチ	(トコライ)	平夷人				
	4	チマルシ			12	サエカクシ	(トコライ)					
	5	ニシヘラソリ			11	トウキクラウシ	(トコライ)					
	6	シラチユアエノ			10	アエヤソク	(トコライ)					
	7	シチヌク			9	シヘソク	トコソホ	同(平夷人)				
	8	ワフサ			7	シツシク	(トコソホ)					
	9	シヘソク			6	シラツチユアノ	(トコソホ)					
	10	アイヤシク			5	ニシヘソク	(トコソホ)					
	11	トウキクラウシ			4	チマルシ	(トコソホ)					
	12	サイイカクシ			3	シネチヨソク	(トコソホ)					
	13	チヤラツチ			8	ワフサ	(トコソホ)					
	14	トカウリ			2	ワカタソク	アサチイ					
	15	トツトコ	トソチイ	乙名	1	エレンカ	(アサチイ)					
第 3 群	1	ニセソク	(破損)	(破損)	5	ワケラ	シラヌシ	惣乙名				
	2	ツッホウ	西トソチイ	惣乙名								
	3	コソハチ		ウタレ								
	4	セイロ		土産取								
	5	ワケラ		惣乙名								
	6	ハチロ(ワカ)ソホ		同?								
	7	チシヘ		同?								
	8	スカウ(ワカ)ク		土産取								

石碑：松前町光善寺所在「カラフトアイヌ顕彰碑」拓本
 データ・「書付」：「魯西亜人共渡来之新場所相守罷有候もの
 其外之儀ニ付申上候書付写」(「北蝦夷魯西亜人上陸調記」
 〈函館市中央図書館〉所収史料を底本に「寛平シユンコ
 タン魯人造築一巻」(北海道大学附属図書館北方資料室蔵復
 写本、原本は北海道立図書館蔵)、「魯西亜人カラフト渡来一
 件」(北海道大学附属図書館蔵復写本、原本は北海道立文書
 館蔵)の両本所収史料を校合)・「村垣日記」：「村垣路守公
 務日記」之二(東京帝国大学編『大日本古文書 華夷外国関
 係文書』附録之二 東京帝国大学 1917年)より作成。

- 注
- 1、第1群から3群までのアイヌの分類は、典拠資料各々の分類に拠っている。
 - 2、表中の()は作成者注である。また、アイヌ名の配列は各々の資料の記載順(石碑は上段右から)に拠る。なお、各群に示した記載№は石碑における記載順を示している。
 - 3、「書付」記載アイヌの第1群では他資料にはないアハコユキを加えている。使用した3種の「書付」の内、定本にのみシヨシコロではなく、アハコユキをイツホソクの父親として記載している(シヨシコロの記載はない)。しかし、校合に用いた他の2本では他の資料と同様、イツホソクの父親はシヨシコロとなっており、アハコユキが記載されていない。ここでは校合に使用した他2本と併用して示し、アハコユキの記載№は空欄とした。
 - 4、第1群の「書付」記載アイヌのイツホソクと「村垣日記」記載アイヌのイツホソク、ソフランの役名・地位表記は役名・地位が並立していることを示す(例えば、前者の場合、イツホソクはシヨシコロの俵で小使であることを示す)。

て、多くの越年番人や「土人」が逃散するなか、一〇人のアイヌを、クシニコタンに残留して守衛した心映えの誠実な「土人」として顕彰するものでもあったのである。

一〇人のアイヌのうちヘンクカリは、松浦武四郎が占拠事件に際して近世国家の体面を保ったアイヌ首長として、且つキムラカアエノの孫として紹介した人物である（『近世蝦夷人物誌』弐編 七七六頁）。また、アシリは「村垣日記」で「クシニコタン小使」・「チクニウ」の「ウタレ」（召使）と記録されている（一八八頁）。武四郎によればチクニウの父親はハリハリホクンであり（『竹四郎廻浦日記』上 五七六頁）、アシリはハリハリホクンに所縁のある人物であった。そしてエツホンク（イツホンク）は、堀、村垣の蝦夷地見分随員・鈴木尚太郎、矢口清三郎のカラフト探査において、特に矢口の「嚮道」として従った「クシニコタン乙名」と紹介されている（鈴木茶溪（尚太郎）著・松浦武四郎評注「唐太日記」巻の上 北海道大学附属図書館北方資料室蔵木版本）。こうしたことも、これらクシニコタンと周辺の有力者やそれに連なるアイヌが対外危機にあつて近世国家に協力的であつたことの傍証となる。

一方、左側面の内容であるが、

宗谷ニ送於番人、来而於其地越歳之者、名列矣、都計十有五員、とあつて、「宗谷え番人を送り来たりて、其の地において歳を越すの者、名を列ねん。都て計えて十有五員。」と読める（表記上の句読点・よみがなは筆者）。またその下、上下二段に（上段右から）、表1の石碑・第2群にある「エレンカ」ら一五人の名が刻まれている。これのみではその行動につながる具体的原因は判然としないが、「書付」には石

碑とは順逆で且つ表記に一部異同がみられるものの一五人のアイヌの名が確認でき、

右之者共（一五人のアイヌ―筆者註）北蝦夷地之内西浦江罷在候番人文吉外八人ソウヤ渡海之節早速船用意致し、同所迄揺送参り候処、時節後ニ而帰帆難相成ソウヤ離越年致し候趣、元来番人共申付を相守候筋ニ付、不束之儀も無之哉ニ相聞申候、

と、カラフト西海岸で越年の予定であつた「番人文吉外八人」をソウヤまで送り返してそこで越年したい、番人らの指示に忠実であつたと報告されている。「書付」には文吉らはロシア兵のクシニコタン上陸に動揺してソウヤへ立ち退いたと報告されていることから、左側面の内容は右側面の内容に連なるものであると判断できよう。一五人はロシアのクシニコタン軍事占拠に際して、越年番人をソウヤに送り返し、和人に協力的な行動をとつたことを顕彰する意味で石碑に刻まれたのだとみられる。

石碑にはさらに、表1・石碑・第3群の八人の名前を確認できるが、名を刻まれた理由は判然としない。但し、「シラヌシ惣乙名」の「ヲケラ」のみは「書付」に、

本文ヲケラ儀者常々心底宜、殊ニ当嶋役夷人之内五人衆と相唱、蝦夷人共格別帰服致し居候ニ付、魯西亜人共シラヌシ迄廻浦仕候節同人義平蝦夷人共等と申論、彼等従ひ候もの無之様取計候趣寄特ニ相聞候間、私共限陣羽織其外差遣賞誉仕置候、

と記され、やはり、クシニコタン占拠に際しての行動が近世国家に協力的であつたことを褒賞・顕彰されている。ヲケラはこの記述の前段

にもある通り、カラフトアイヌのなかでは由緒ある家系に連なり、アイヌ社会の尊敬を集めていたという。このことに関しては松浦武四郎も同様のことを記しており、カラフトアイヌ社会で抵抗感のあった種痘をワケラが率先して受け入れたことによりカラフトアイヌへの種痘事業が著しく進捗したとのエピソードを紹介している（『近世蝦夷人物誌』参編七九七〜七九八頁）。

ワケラ以外の七人は「書付」でも確認できない。しかし、他の記録によつてうち六人までは名前の表記や居所、役名・地位などから同一人物と思われるアイヌを確認できる。

武四郎の廻浦記録にはカラフト西海岸の「ラン子ノワライ」（不明）を境として北側はエンルモコマフ（西トンナイ。真岡、現ホルムスク）会所持、南側はシラヌシ会所持とされていたとある（『竹四郎廻浦日記』下 二七〇頁）。そして北側のうち、エンルモコマフを在所とするアイヌ「家主」のなかに「ヌカハク」の名がみえる（『同前』二四八頁）。このアイヌは表1・石碑・第3群のアイヌのうち在所地名の刻銘のない「土産取」の「スカワク」とは考えられないだろうか。また、武四郎の記録でトコンホ（吐鯉保、現カザケヴィツチ）を在所とする「脇乙名ニシシルス」、「御土産取テシヘ」（『同前』二五八頁）は石碑で在所地名、役名・地位ともに破損で確認できない。「ニセシルシ」と肩書に「同」とのみ確認できる「チシヘ」に、同様に「ウエン子」（不明）を在所とする「惣乙名ヲツホウ」（『同前』二六一頁）は「西トンナイ惣乙名」の「テツホウ」、「マチラシナイ」（不明）を在所とする「惣小使ハチロンホ」（『同前』二六二頁）は肩書に「同」とある「ハチコンホ」と

に各々推定できるであろう。在所は様々であるが、武四郎の記録からはエンルモコマフ会所持の範囲内に惣乙名や脇乙名はヲツホウとニシシルスのみ確認でき、彼らがエンルモコマフ会所持場全体の惣乙名、脇乙名であったとみられる。因みに、ニシシルスは、清水平三郎がアイヌ妻妾との間にもうけた娘を妻としていたという（東二〇〇五）。

そして、幕府の第二次蝦夷地直轄後の安政四年に箱館奉行・堀織部正の蝦夷地見分に随行した仙台藩士・玉虫左太夫のエンルモコマフ到着後の記録には「西トンナイ領」、すなわちエンルモコマフ会所持の二人の「役土人名」に「惣乙名テツホ」、「脇乙名ニセシルシ」、「土産取チンヘ」、「同（土産取―筆者註）ヌカハツク」が確認できる（玉虫左太夫著・稲葉一郎解説『入北記』〈北海道出版企画センター 一九九二年〉安政四年六月二九（三〇）日条 一三一頁）。これらは本稿での推定を補強するものではなからうか。

一方、石碑の残り二人のうち「セイロ」については現在までのところ確認できていないものの、石碑に「ウタレ」として刻まれた「コンハチ」に関しては、武四郎がシラヌシにおける見聞のなかで、家内九人に「ウタレ女」を抱える「家主」であったと記している（『竹四郎廻浦日記』下 二七七頁）。シラヌシ惣乙名・ワケラに続くかたちで「家主」とされていることから、コンハチはシラヌシアイヌ社会の正員であったといえる。

こうしてみると、石碑での配列順や肩書の「同」の意味に疑問点が残るが、左側面下二段の、未確認のセイロを除いたアイヌ七人はカラフト南部、西海岸のエンルモコマフ、シラヌシ会所持内のアイヌ社会を構成

する「家主」以上のアイヌであったとみられる。では、彼らが石碑に刻まれたのは何故であつたろうか。この問題については、表1・「書付」・第2群の一五人のアイヌの在所がすべてカラフト南部、西海岸のシラヌシとエンルモコマフの会所持の領域内であることから、石碑に「トンナイ（本斗、現ネベリスク）〈書付〉では「トロマイ」と表記―筆者註）乙名」と刻まれた「トツトコ」（玉虫の記録にテツホらとともに名が確認でき、「小使」とある）を含むエレンから一五人のアイヌの行動がヲケラやテツホウら有力アイヌの指示乃至主導によるものであり、それ故、これらのアイヌは石碑に名を刻まれ顕彰されることになったのだと推測する。また、「書付」には石碑に刻まれた以外のアイヌについても記述があり、それらを刻銘の根拠別に分類した表2のうち、第4群のアイヌ二〇人はロシアのクシユンコタン軍事占拠を「心配」し、「氷解」後の三月、ソウヤへ渡海してこの間の状況を説明し、「松前人数のもの共も安心渡海致し候次第」を「格別寄特」と報告されている。二〇人は「書付」によれば、クシユンコタンを中心とするアニワ湾沿岸からシラヌシを経てエンルモコマフに至るカラフト南部の「平夷人」（第4群のなかに「ヌヘカツク」の名がみられる。このアイヌは石碑のスカワクツへヌカハク、ヌカハツク）に推定される人物だろうか）であり、これらの行動も地域のアイヌ有力者らの指示、主導によるものであったとみられる。

ところで、「書付」には清水平三郎の事件に関する事跡も記録されている。平三郎は、

右之もの年来請負人召仕ニ而漁業支配人相勤罷在候処、元来差働有
之ものニ付、山靱・蝦夷通辞領主より申渡置候処、当春中北蝦夷地

伊豆守直支配ニ致し候間、同人儀家来ニ取立、魯西亜人正領主役人
応接之節々、又者老人立ニ而も数度罷越、其度々御国威不取失様種
々心を尽し応接ニ及び、其上私共北蝦夷地為見分罷越候節も同所者
格別之遠境ニ付、地理其外共付添役人并不案内ニ候処、此もの義万
端相心得罷在候故、御用弁宜く、殊ニ此度廻浦ニ付候而者旅宿小屋
取建、或者人少々蝦夷人足差配方等万端心を用ひ取計且平常番人并
蝦夷人共帰服仕候ニ付、土席先手組ニ取立当冬越年ニ而取締致し候
様伊豆守より申付候趣ニ御座候、

というように、支配人兼通詞の働きを認められ、嘉永七年に松前藩士
に取立てられ、事件に際しては松前藩のロシア側への応接に「御国威不
取失様種々心を尽し」たばかりか、堀、村垣のカラフト見分では職務経
験を活かして「御用弁宜く」手配したと報告されている。平三郎はロシ
アの軍事占拠の最中に現場で立ち会っていたのであり、カラフトアイヌ
の動向や堀、村垣の調査とアイヌの褒賞・顕彰を具に実見できる立場に
あつた。つまり、平三郎は「書付」にあらわれないテツホウら七人も含
めた三三人のアイヌが石碑に刻まれる事情を知り得る人物であつた。平
三郎が供養碑建立の「世話人」であることも勘案すれば、石碑両側面の
内容はロシアによるクシユンコタン軍事占拠という対外危機において、
近世国家に協力的な動向を示したアイヌの顕彰を意図して清水平三郎が
刻ませたものと考えられるのである。

これまでの検討から、この石碑は単にアイヌの「墓碑」というのでは
なく、嘉永年間の「カラフトアイヌ供養・顕彰碑」とするのが正確であ
ることが理解できる。

表2 「書付」に記載されたその他のアイヌ

第 4 群			
No.	アイヌ名	在所地名	役名・地名
1	コンシチ	リヤトマリ	小使
2	トヲカラク	クシユンコタン	平夷人
3	クリウエン	(クシユンコタン)	
4	チヨノソカラ	トマリランナイ	同(平夷人)
5	ユウシ	ハツコトマリ	同(平夷人)
6	ヲハエタ	(ハツコトマリ)	
7	エヒシク	(ハツコトマリ)	
8	エアネ	シハユヤ	同(平夷人)
9	ナイシヨ	(シハユヤ)	
10	トラエトカ	ホロアソトマリ	同(平夷人)
11	エタモツテ	(ホロアソトマリ)	
12	ヌハカツク	ナイトモ	同(平夷人)
13	アウトヨ	チチエホ	同(平夷人)
14	クユエケ	(チチエホ)	
15	アトキ	コンナイ	同(平夷人)
16	ワウタサ	(コンナイ)	
17	ウタンチヨ	(コンナイ)	
18	エタンテシユ	(コンナイ)	
19	ハヤラカ	ウラフツ	同(平夷人)
20	ヲコラチ	エンルモコラフ	同(平夷人)

第 5 群			
No.	アイヌ名	在所地名	役名・地名
1	シトクレラン	ナイヨロ	惣乙名
2	カンチユマンテ		右シトクレラン三男
3	ウエケシユ	シラリヲロ	平夷人
4	コンタ	ロレイ	平夷人
5	レエコロ	ヲハエコニ	乙(名)チエカレ俣

第 6 群			
No.	アイヌ名	在所地名	役名・地名
1	ハイロ	エノジコマチイ	ロクハシ厄介
2	ヲトカナアイン	ヲラヘツ	土産取

第 7 群			
No.	アイヌ名	在所地名	役名・地名
1	ヲラシク	ハツコトマリ	平夷人
2	エラエ	カンラ	平同(夷人)
3	ヲホカアイン	ヲラサキ	平同(夷人)
4	ヲロハウシ	コチヨハツ	平夷人
5	ヨモサク	トウフツ	土産取
6	トエチホ	ナエランナイ	平夷人
7	ヒシタク	ホロアソトマリ	平同(夷人)
8	アウシ	クシユンコタン	平同(夷人)
9	ハウクラソク	(クシユンコタン)	

「魯西亜人共渡来之節場所相守罷有候もの其外之儀ニ付申上候書付写」(「北郷夷魯西亜人上陸調記」〈函館市中央図書館蔵〉所収のもの)を底本に「寅年クシユンコタン魯西亜人共渡来ノ節」(北海道大学附属図書館北方資料室蔵複写本、原本は北海道立図書館蔵)、(「魯西亜人カララト渡来一件」〈北海道大学附属図書館蔵複写本、原本は北海道立図書館蔵〉)の両本所収のもの(を校合)より作成。

注

- 1、第4から7群までのアイヌの分類は、「書付」に記載された各々の記載事由に拠っている。
- 2、表中の()は作成者注である。また、各々の項目に示したNo.、名前の表記は定本の記述に準拠している。
- 3、第5群・No.1のシトクレランはNo.2以下のアイヌと別の事由で記載されているが、No.2以下のアイヌの動向がシトクレランの指示によるものであることから、同一の第5群として示した。

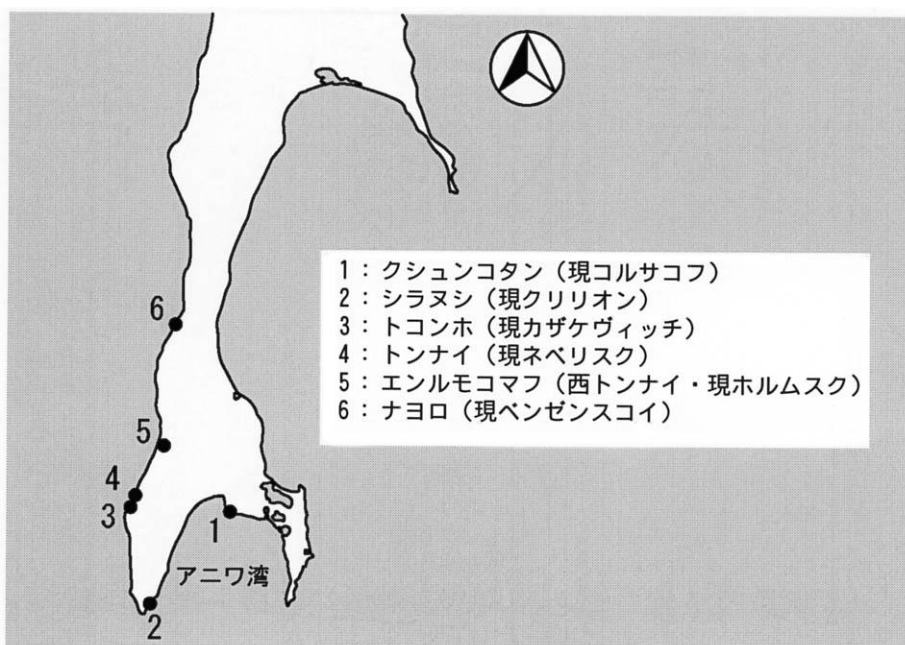


図3 サハリン関係略地図

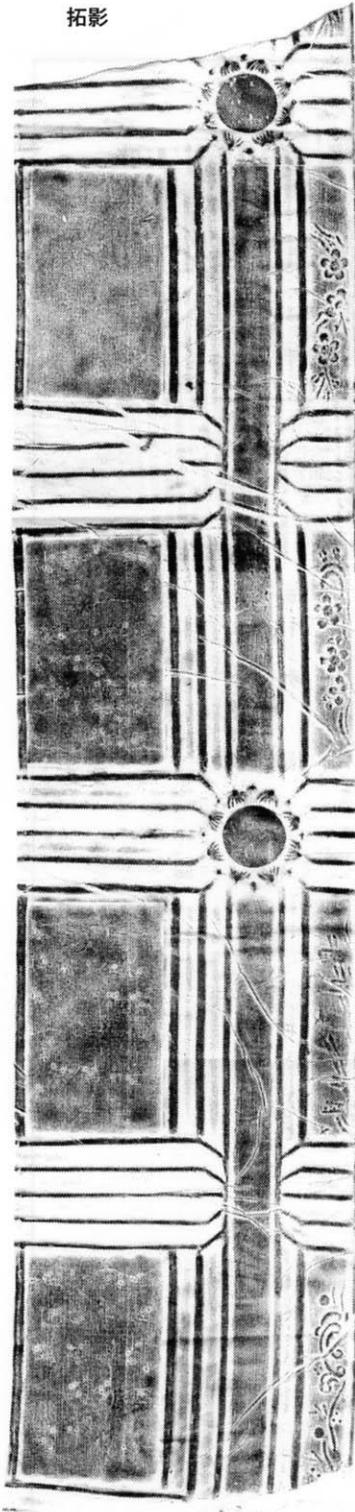
四 清水平三郎寄進の半鐘

清水平三郎が（カラフト場所）八代目支配人の肩書きで奉納した半鐘が、北海道古平郡古平町港町の浄土真宗大谷派・深遠山寶海寺に残されている（図4）。清水平三郎とカラフト場所との関係を示す資料であることから、ここに紹介する。

寶海寺は、下北佐井出身の石澤天樹が明治三年（一八七〇）に創立した東本願寺古平管刹所に始まる。寶海寺にあった資財帳によれば、半鐘は、明治三年から一三年までの間に、下北大畑出身の小路口周吉と、同じく易国間出身の高橋伊助により、寺にもたらされたという（堀勝治ほか編一九八九）。

半鐘は、竜頭までの高さ四四・五センチ・直径二八センチで、重量は約一五キロある。池の間に銘文を刻み、草の間に梅花枝文・流水に桜花文・波文などの文様が陽鑄されている。銘文には、願文や鑄物師の名前とともに、カラフトの場所請負人伊達林右衛門と栖原六右衛門、その持ち船である春日丸・榮福丸の名前がある（図5）。銘文からみて、本半鐘は、本来、伊達・栖原両家の持ち船の海上安全を祈願して、支配人である清水平三郎が、ロシアによるクシュンコタン占拠の直前、嘉永六年五月に弁財天に奉納したものであることが判明する。弁財天の所在地は銘文に刻まれていないが、前後の脈絡からして、カラフト場所経営の中心地であったクシュンコタンの可能性が高いと思われる。

拓影



寶海寺近景

半鐘全体写真

高さ：44.5cm

直径：28.0cm

重量：約15kg



図4 北海道古平町の浄土真宗深遠山寶海寺と清水平三郎寄進の半鐘



天下泰平
國家安全
諸願成就
子絲繁昌
息災延命

天下泰平
國家安全
諸願成就
子絲繁昌
息災延命



御
寶
八代目
支配人
清水平三郎
惣番人中

御
寶
八代目
支配人
清水平三郎
惣番人中
前
宝
弁才天女
半鐘



嘉永六年
五月吉日
羽州由利郡本庄
御鑄物師
北原金左工門尉
藤原将名
六代目

羽州由利郡本庄
御鑄物師
北原金左工門尉
藤原将名
六代目



請負人
伊達林右衛門
栖原六右衛門
手船連
并
番船
春日丸 榮福丸
海上安全 如意
吉祥

請負人
伊達林右衛門
栖原六右衛門
手船連
并
番船
春日丸 榮福丸
海上安全 如意
吉祥

図5 古平町寶海寺所蔵半鐘銘文

五 供養・顕彰碑はどこに、いつ建立されたのか

では、供養・顕彰碑はどこに建立されたのだろうか。というのも、石碑に刻まれたカラフトアイヌが浄土宗を信仰し、光善寺に帰依していたとはいい難く、清水平三郎の意図による建立であったとしても、平三郎の墓は松前町の浄土真宗大谷派・西立山専念寺に所在し、山形県鶴岡市の曹洞宗・龍澤山善宝寺にも所在するといひ（谷澤一九六一）、平三郎と直接的な関連性をもたない光善寺に当初から建立されたとする合理的な根拠が見出せないからである。まして、これまで述べてきた供養・顕彰碑の内容からも、石碑が当初から光善寺に所在したとは考え難い。

嘉永七年の堀織部正、村垣与三郎のカラフト見分に随行した依田治郎祐は見分の途次のシラヌシで、「通行屋横手ニ見陰石之石碑有、高式尺五寸位之角也」と御影石の石碑を目撃している（「唐太嶋日記」〔北海道大学附属図書館北方資料室蔵〕嘉永七年七月九日条）。この石碑には「天保五^甲年二月」の日付を肩に配した「当嶋想乙名シヨロクル墓」の碑銘を中央に、右側に供養・顕彰碑や「書付」にも登場するヲケラが「当事乙名」として刻まれ、左側には「施主伊達・栖原」の「支配人」として「浅利吉右衛門」と「片山万右衛門」の名が並立して刻まれているという（同前）。そして、この「シヨロクル墓」については村垣も、

一会所之脇南之方ニ、惣乙名シヨロクルといふ者の墓アリ、御用地
已前より御戻地後迄、格別ニ和人ニ随ひ、会所^正よく勤候者なれ
ハとて、死後請負人碑を建てたり、其悴も乙名にて、昨年魯西人^{つぐ}

クシユンコタン^エ来りし時、ナヨロよりも七人来り、ナヨロの乙名ヒトクロウ案内して来よしを聞、此乙名不承知ニ而不通、夫故山越東へ出案内するよし、ヒトクロウハ楊忠貞の孫也、爰の乙名ハ、番人帰りたる後、よく会所を守るよし、

〔村垣日記〕嘉永七年六月二〇日条 一九六頁〕

と、その存在を記録している。「シヨロクル」は幕府の蝦夷地第一次直轄期から松前藩復領期にかけて、近世国家に協力的なアイヌであったとして死後に供養碑を建立されたという。そして、その子もロシアのクシユンコタン占拠事件に際して、ナヨロ（名寄、現ペンゼンスコイ）アイヌ首長の案内で到来したロシア人の通行を許さず、越年番人の逃亡後にシラヌシを守衛したと伝えている。先述の「書付」の記述を思い起こせば、シヨロクルの子とは「シヨロクル墓」に「当事乙名」として刻まれたヲケラのことであろう。そしてこの事例は、カラフトにおける和人を介したアイヌ供養碑建立が珍しいことではなかった可能性を示しているといえよう。加えて、依田治郎祐がクシユンコタン概況を述べたなかで「稻荷社」とともに、「運上屋之裏手西之方少小高处ニ有之、社も式間半ニ三間位ニして風景誠ニよし」（「唐太嶋日記」嘉永七年六月一三日条）と称えたクシユンコタンの「弁天社」が、清水平三郎が半鐘を寄進した弁財天と考えられることをあわせれば、供養・顕彰碑も当初から光善寺に建立されたものではなく、クシユンコタン運上屋や弁天社の付近に建立されたものであり（但し、製作は松前などの和人文化圏であったとも考え得る）、それが維新後の樺太・千島交換条約を契機とするカラフトアイヌの北海道への強制移住などによって現在地に移されたものと

推測されるのである。

ところで、シラヌシの「シヨロクル墓」を確認した依田治郎祐や村垣与三郎は供養・顕彰碑については一言も記述していない。顕彰碑の場合は建立の根拠が前年のロシアのクシユンコタン占拠事件であるから、この時点で確認し得ないのも首肯できるとして、このことは、嘉永元年に死亡したキムラカアエノや先祖代々の供養碑すらも嘉永七年七月の段階で建立されていなかったことを示唆しているといえないだろうか。であれば、供養・顕彰碑はいづれ建立されたのだろうか。

この疑問を解決する手掛かりは石碑右側面に刻まれている。それは、一〇人のアイヌを指して「土人」と呼称している箇所である。

幕府の蝦夷地第二次直轄後の安政三年五月二日、ソウヤ詰合役人が場所経営の現地責任者である支配人に対して、アイヌ呼称の「蝦夷人」、「夷人」から「土人」への呼称変更を傳達している（東京帝国大学編『大日本古文書 幕末外国関係文書』（以下、『幕外』と略記）之十四 東京帝国大学 一九二二年・七〇号文書 一二七頁¹）。つまり、顕彰碑はこの呼称変更がカラフトに及んで以後に建立されたのだとみられる。

そして、供養・顕彰碑建立の中心的人物である清水平三郎が安政三年に幕臣に登用され、同年六月に箱館奉行支配のクシユンコタン詰調役下役出役を命じられている（東二〇〇五）。このことを加味すれば、製作地までは明らかにし得ないものの、顕彰碑は安政三年五・六月以降に刻まれたのだと考えられる。また、嘉永七年七月段階で建立が確認されていない供養碑については、それ以降安政三年五・六月までの二年弱の間に建立されたとする根拠を見出せないことから、供養碑も顕彰碑とともに、

平三郎が一体の石柱に同時に刻ませて建立したものと考えてよからう。

なお、供養碑建立はハリハリホクンの発意と考えられるが、先述のように松浦武四郎の記録では当人は安政三年五月末段階で既に死亡しており、時間的な齟齬があるようにみえる。しかし、ハリハリホクンと密接な関係があったと推測される平三郎がハリハリホクンの生前にその意思を確認していたと考えることも可能であろう。

では、建立時期の下限についてはどうだろうか。管見の範囲では、安政三年五・六月以後のカラフト踏査記録にも供養・顕彰碑に関する記述は確認できず、順当に考えれば清水平三郎が死亡する文久二年（一八六一）八月までということになる。しかし、次のことは下限を大幅に絞ることになると思われる。

幕府の蝦夷地第二次直轄に伴い、全蝦夷地でアイヌ改俗が進められたが、安政三年一二月にアイヌの役名が「内地之振合」、つまり和人社会同様に惣乙名²庄屋、惣小使³惣年寄、脇乙名⁴惣名主、乙名⁵名主、小使⁶年寄、土産取⁷百姓代と改称することが箱館奉行所で策定された（『幕外』之十五（一九二二年）・一四四号文書 三二二～三二三頁）。

このことを踏まえて安政四年の玉虫左太夫の廻浦記録をみると、クシユンコタンにおける「役土人婦俗ノ者名前書」（「入北記」安政四年六月一四日条 一〇四～一〇五頁）は大きな示唆を与えてくれる。これはクシユンコタンアイヌ首長層二四人が幕府のアイヌ改俗政策に従って和名に改める前後の名前を対照したものであるが、このなかに顕彰碑右側面に刻まれた一〇人のうち五人の名前が確認できる。すなわち、「脇乙名ラムランケ」は「惣名主蘭平」、「同（脇乙名⁸筆者註、以下同）エツホン

ク」は「同(惣名主)悦作」、「土産取アシリ」は「百姓代阿四郎」、「同(土産取)ヤンクヨ」は「同(百姓代)恩作」、「同(土産取)シフランマ」は「同(百姓代)渋蔵」と各々改名していたといい、ハリハリホクンの子「脇乙名」のチクニウも「同(惣名主)伝兵衛」と改めていたという。玉虫左太夫の記録にヘンクカリの名前はないが、安政五年に松浦武四郎がヘンクカリを紹介したなかで、当人は安政三年五月に武四郎と接触した後、九月に死亡したと述べている(「近世蝦夷人物誌」式編七七六頁)。ともかく、クシユンコタンではアイヌの改俗が首長層レベルで進捗していたといえる。ところが、クシユンコタン詰の幕府役人となった清水平三郎が刻ませた顕彰碑には役名や名前の改称の「成果」が反映されていない。このことから、供養・顕彰碑建立時期の下限は安政三年二月以前とも思われるが、このアイヌ統治政策の進捗時間を考慮して、少なくとも玉虫左太夫がクシユンコタンアイヌの改名を記録にとどめる安政四年六月以前と推定してよいのではないか。

ここでの検討を整理すると、供養・顕彰碑はクシユンコタン運上屋、或いは弁天社の付近に、安政三年五・六月以降、翌四年六月を下限とする時期に、幕府役人・清水平三郎によって一体の石柱に同時に刻まれ、建立されたのだと考えられる。

おわりに

ここまで嘉永年間のカラフトアイヌ供養・顕彰碑の内容を紹介、検討するとともに建立の場所と時期について考察を加えてきた。以下では、

これまでみてきた以外に「書付」で報告されたカラフトアイヌの動向を紹介し、若干のコメントを付して結びにかえたい。

表2・第6群のアイヌは占拠事件に際してロシア側の軍事施設指揮官・ブッセの召使となった「ハイロ」と事件に動揺し逃亡するも番人らに「捕押」られた「ヲトカナアイノ」であり、ともに事件後は「篤^キ教諭を加へ撫育いたし置候ニ付後悔仕罷在候」と報告されている。

第7群の九人のアイヌはすべてクシユンコタンや周辺を在所とするアイヌである。九人はロシア占拠以来「兎角番人共申付を不取用」、ロシア側施設に出入りしロシア側に「運上家取計向、其外共」の情報をもたらしたというが、それは「酒或者多葉粉等賞請」のためであり、「無思慮虚実共通達致」したためロシア側からも出入り禁止となったという。

これらのアイヌの動向は恐怖や欲望を動機とする個人的なものであるが、第5群のアイヌの動向は近世国家とカラフトアイヌ社会の関係を考える上で興味深い。

表2・第5群のアイヌは「書付」で「山艱船ニ而西海岸通ナイヨロ(ナヨロ)筆者註」に上陸したロシア「士卒」七人を東海岸經由でクシユンコタンまで「道先案内」したことに関与したとされる。このうち惣乙名「シトクレラン」は「満州之官人副都統より楊忠貞ト云名を相授」られた有名なヨーチテアイノの子孫であり、清朝からハラタ(部族長)の官職を与えられたことを示す「満文二通内^⑤」「通者管理三姓地方兵家副都統ノ印章ヲ捺シ有之」漢文二通内^⑥「通ハ嘉慶廿三年ト清之年号有之」都而四通」(ナヨロ文書)を相伝する家系に連なる人物であった。事件においてシトクレランを中心とする第5群のアイヌの動向は先述の「シヨロクル墓」の箇所^⑦で村垣与三郎が記したものと近似している

(村垣が記した「ヒトクロウ」とはシトクレランのことであろう)。また、「書付」によれば、シトクレランは嘉永七年正月にロシア占拠中のクシュンコタン運上屋に到来し、残留番人に「立退」を勧告したという。「書付」ではさらに、堀、村垣らが番人を介してシトクレランを尋問する考えてシラヌシへの出頭を命じたがシトクレランは応じなかったとい、^正「異国人共^正服従致し候もの」と報告している。そして、「一体楊忠貞以来松前家^正も服従致し又満州^正も相属」するような家系の総領であるシトクレランはあらゆる中心から最も辺境の境界に生き、状況によっては近世国家にも、清朝やロシアにも「随従」する可能性、両属性を保持したマージナル・マン(境界人)としての姿をよく体現していたといえる。⁶⁾

ロシアによるクシュンコタン占拠と時期を重ねるようにして日露間では国境画定・通商交渉が行われ、安政元年(嘉永七年一月二七日改元)一二月二一日、日露和親条約(日露通好条約)が締結される。この条約により、日露国境は千島列島においてはエトロフ島・ウルツプ島(得撫島)間と決定するも、カラフトにおいては界を分たずと規定された。幕府は条約交渉の過程でカラフトを近世国家の領域と主張したが、その根拠は、アイヌは近世国家に所属し、その支配下にあり、アイヌの居住域は近世国家の領域であるとする領土観念であった。しかし、シトクレランのような人間類型の存在は幕府の領土観念が必ずしも実体を伴うものではなかったことを示していた。「書付」では、「北蝦夷地夷人とも一体感伏致し罷在」というシトクレランを「追々御仁慮を以御懷被遊候ハ、東西奥地之もの共帰服為致候御一助ニも却而罷成可申哉^奉奉奉

候」と上申している。このことは翻ってみれば、カラフト奥地のアイヌ社会に近世国家の影響力がほとんど及んでおらず、場合によってはその両属性の故に近世国家の利益に反する行動をとる可能性があったことを示しているよう。

では、供養・顕彰碑に刻まれたアイヌはどうであったであろうか。

供養・顕彰碑は近世国家側からみれば、カラフト南部のアイヌ社会がその統治下にあり、近世国家にとつて異民族との関係が良好なものであるということを一視的に示す格好のモニュメントであったであろう。石碑にその名を刻まれたアイヌのうち、例えばヘンクカリについては、ロシアの占拠隊指揮官ブッセが、近世国家の側に忠実な態度を崩さなかったため、召使となったハイロの中傷を信じてヘンクカリに対して冷淡に振舞ったと記している(ニコライ・ブッセ著・秋月俊幸訳『サハリン島占領日記』⁷⁾ ロシア人の見た
日本人とアイヌ 東洋文庫七一五 平凡社 二〇〇三年 一二八〜一二九、一三四、一三九〜一四〇頁など)。また、ユケラについても、ブッセ指揮下のルダノフスキーが西海岸調査を実施した際、各地で歓待されたが、シラヌシでは道案内すら得られなかったと、ユケラの、反ロシア的な姿勢でシラヌシアアイヌ社会を統率する力量に触れている(『同前』一二七頁)。彼らはロシア側指揮官にさえ親近世国家のアイヌ首長であることを認識させたのである。しかし、ブッセは近世国家への従属度の濃淡を基準に、カラフト奥地アイヌの誇り高い容貌に比してカラフト南部アイヌのそれが卑屈であるとの印象を述べている(『同前』二一三頁)。これはあくまでブッセの印象であるが、顕彰されたアイヌの動向の背景にはロシア人にこのような印象を抱かせるほど、カラフト

南部の地域社会に場所請負制下での強制的な雇用労働や交易制限が浸透し、和人社会への経済的従属性が強まりつつあったことがあげられる。

また、松浦武四郎は安政三年の踏査の際に、ヘンクカリが請負人側によるアイヌ「介抱」の減少への不満とその元凶とみなされる「通辞清兵衛」の「蝦夷等は三人や五人は打殺し候共何の子細もなし」との発言への怒りを訴えていたことを記している（『武四郎廻浦日記』上 五七五頁）。この通辞・清兵衛は清水平三郎の従弟とのことであるが（東二〇〇五）、このようなアイヌ社会に対する和人の横暴、暴力が跡を絶たなかったことはよく知られているところである。そして、こうしたことはロシア人のブッセも見逃してはいなかった。ブッセはクシユンコタンからの撤退に際して残した、応接の松前藩役人に対する書翰のなかで「功勞あるアイノス（アイヌ）筆者註、以下同）に対して、無道不和之事を言ひ出すことなかるへし、若し此羸弱の民に対し、残虐の挙動あらは、ハカトマレ（クシユンコタン）に冬を涉りたる俄羅斯人ニ対し、非道之交を為すと異なることなかるへし」（『幕外』之六（一九一四年）・二一三号文書 三三三頁）と警告している。

クシユンコタン占拠事件の際の顕彰アイヌの対応や地域のアイヌ社会の近世国家への傾斜を含め、幕末カラフトにおける近世国家とアイヌ社会の関係のあり方を考える際には、こうしたアイヌ社会の状況を念頭に置く必要がある。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、次の方々にお世話になった。末筆ではあり

ますが、感謝申し上げます。

光善寺（松浦拓雄住職）、寶海寺（西館昌巳住職）、善寶寺（斉藤信義住職）、松前町教育委員会、榎森進、柴正敏、中村和之、前田正憲（敬称略・順不同）

註

- (1) ロシアによるカラフト・クシユンコタン軍事占拠事件に関する先行研究には、洞富雄・高野明「久春古丹のムラヴィヨフ哨所」（『日本歴史』第九二号 一九五六年）、秋月俊幸「嘉永年間ロシアの久春古丹占拠」（『スラブ研究』第一九号 一九七四年）、同『日露関係とサハリン島——幕末明治初年の領土問題——』（筑摩書房 一九九四年）などがある。
- (2) 嘉永七年の目付・堀織部正、勘定吟味役・村垣与三郎らによるカラフト見分報告には占拠事件の詳細を報告した「嘉永七^甲年北蝦夷地クシユンコタンニ在留罷在候魯西亜人共退帆仕候始末取調候趣申上候書付」と事件に際しての越年番人や各地のアイヌの動向を報告した「魯西亜人共渡来之節場所相守罷有候もの其外之儀ニ付申上候書付」という二通の報告書がある。本稿ではこの二報告書を取めた諸写本のうち、最も情報量の多い「北蝦夷地魯西亜人上陸調記」を底本に、「寅年クシユンコタン魯人造築一条」（北海道大学附属図書館北方資料室蔵複写本。原本は北海道立図書館蔵）・「魯西亜人カラフト渡来一件」（北海道大学附属図書館北方資料室蔵複写本。原本は北海道立文書館蔵）で校合して使用する。なお、東俊佑「嘉永年間におけるカラフトをめぐる動向」（『18世紀以降の北海道とサハリン州・黒竜江省・アルバートル州における諸民族と文化——北方文化共同研究事業研究報告——北海道開拓記念館 二〇〇五年所収一〜二八頁）は二報告書を取めた諸写本について書誌学的検討を施し、

比較校合して全文を翻刻、紹介している。

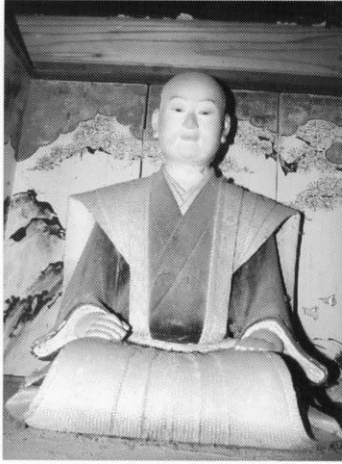
- (3) 清水平三郎は、文久二年八月一八日、享年五九歳にて生涯を閉じた。松前町専念寺にある墓は、花崗岩製で丘状頭角柱形、台石を含めた高さ一三五センチ・棹幅三〇センチ・棹厚三〇センチである。墓石は、正面中央に清水平三郎の法名「盛之院積常念」、その右に文化六年に死亡した男性、左に嘉永四年に死亡した女性の法名を、裏面に三名の死亡年月日を刻む。なお、清水平三郎の墓は、航海・漁業関係者の信仰を集める山形県鶴岡市の曹洞宗龍澤山善寶寺にも存在する。善寶寺にある墓は、丘状頭角柱形で、台石三段を含めた総高一二三センチ、正面に法名「積定念居士」、右側面に「松前清水平三郎墓」、左側面に没年月日「文久二戌年八月十八日」と刻まれている。なお、善寶寺には弘化三年（一八四六）、清水平三郎が発願主となり、清水、伊達林右衛門、栖原六右衛門の三名の寄進により安政二年（一八五五）十月に落成した五百羅漢堂が現存する。堂内には、五百羅漢とともに、袷姿の清水、伊達、栖原の座像が納められている（参考写真）。
- (4) アイヌ呼称の「蝦夷人」、「夷人」から「土人」への改称について、菊池勇夫氏はこの時点からであろうと指摘している（同『アイヌ民族と日本人』朝日選書五一〇 朝日新聞社 一九九四年 二四九頁）。なお、菊池氏は「土人」呼称の採用は内国民としてアイヌを位置づけるにあたって「夷狄」としての「蝦夷人」呼称が不適当なものとされ、アイヌという自民族呼称を採用しなかったのは、固有の民族としての自立を許さず、あくまで和人社会への同化が前提とされたからであり、加えて、「百姓」の呼称が避けられたのは民族性をよく保持していたためであったと述べている（同前）。

- (5) 「ナヨロ文書」については、池上二良「カラフトのナヨロ文書の満州文」〔『北方文化研究』第三号 一九六八年 一七九〜一九六頁〕が書誌

学的検討を施し、全点写真掲載の上、翻訳・翻刻、紹介している。そのなかには、「書付」に「シトクレラン三男」と記載された「カンチユマシテ」が幕府役人から、シトクレラン隠居（第7号文書）に伴い跡目相続を許可され「惣乙名見習」を命じられた「亥十二月」付の申渡（第8号文書）、「役土人」任命に伴う被下物下賜の申渡（第9号文書）、「ナヨロ村庄屋」に任命された「辰九月」付の申渡（第10号文書）、扶持米支給の「辰九月」付の申渡（第11号文書）も含まれている。

- (6) マージナル・マンの概念については、浪川健治「蝦夷地の「無事」——十七世紀アイヌ社会のなかの「和人」——」〔『国際基督教大学 アジア文化研究別冊』第一二号 二〇〇四年〕を参照。なお、前註5にも示したように事件後、シトクレランらは近世国家に服属したようである。「書付」では事件後、シトクレランは事件に関する自己の行動を「当節ニ至り候而者後悔仕候哉之趣」と報告されている。この事件の意味のひとつに、カラフトアイヌの一部に残されていたマージナル・マンとしての性格が喪失されていく契機となった点を指摘できよう。

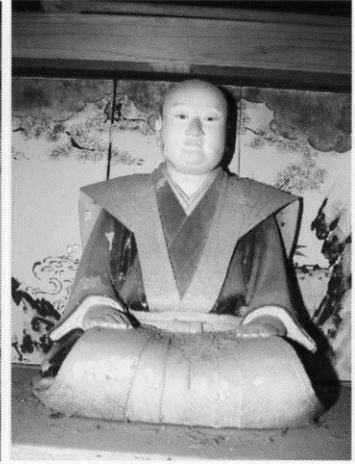
- (7) 日露国境交渉における幕府の領土観念に関する先行研究には、榎森進「日露和親条約と幕府の領土観念」（渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』河出書房新社 一九九二年所収）がある。



栖原六右衛門



伊達林右衛門



清水平三郎

参考写真 山形県鶴岡市善寶寺の五百羅漢堂内にある清水・伊達・栖原の座像

引用・参考文献（本文中に示した引用・参考資料、文献は除く）

秋月俊幸 一九七四 「嘉永年間ロシアの久春古丹占拠」『スラブ研究』

一九 五九〇九五頁

秋月俊幸 一九九四 『日露関係とサハリン島―幕末明治初年の領土問題

―』筑摩書房

東俊佑 二〇〇五 「幕末カラフトにおける蝦夷通詞と幕府の蝦夷地政

策」『北海道・東北史研究』二 一九〇三四頁

谷澤尚一 一九六一 「清水平三郎」『北方研究会報』五 四〇七頁

寺西節子 二〇〇四 「五百羅漢奉納者の子孫として」『龍王講だより』

三四 一〇〇一五頁 善寶寺龍王講

星野和太郎 一八九四 『北海道寺院沿革誌 完』時習館

堀勝治ほか編 一九八九 『深遠 寶海寺開教百二十年記念誌』

松前町 一九五八 『史蹟とさくら』

（せきね・たつひと 弘前大学人文学部准教授）

（いちげ・もとゆき 弘前市岩木総合支所総務課町史編さん担当嘱託員）